

## 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」のご案内

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な困難を抱える学生等に対し、昨年度に引き続き、緊急的に学資を支援するための給付金（学生等の学びを継続するための緊急給付金）が支給されることとなりました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、世帯収入・アルバイト収入の減少により、修学の継続が困難となっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する事業です。

申請希望者は、下記要件をよく読み、**1月12日（水）までに事務受付へ申し出てください。**申請書類をお渡します。

■ **支給金額** 10万円

■ **支給方法** 申請者である本人名義の口座に振り込みます

### ■ **支給対象者の要件**

本事業は、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が減少していることなどの要件を満たすことを求めています。最終的には申請内容を踏まえて学校において判断します。

**1. 日本学生支援機構の給付奨学金受給者（令和3年12月10日の支給を受けている者）** ※本人からの申込みは不要

**2. 以下の①～⑤を満たすものとして学校が推薦する者**

①原則として自宅外で生活している（※1）（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象）

②家庭からの多額の仕送りを受けていない（※2）

③家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない

④新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けており（※3）、1）～3）のいずれかの状況となっている

1）新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している

2）コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し（※4）、その状況が本年度になっても改善していない

3）アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている

⑤既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす

1）高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者

2）高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者

3）要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者

（※1）自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。

（※2）自宅外で生活する者において、家庭からの多額の仕送りを受けているとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上（授業料を含む、入学料を含まない）を目安とします。

（※3）あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

（※4）2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。

**3. 上記2. を考慮した上で、経済的理由により修学の継続が困難であると学校が必要性を認め推薦する者**